

主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人松田敏明の上告趣意第一点は、憲法三一条違反をいうが、実質は単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

同第二点は、違憲（三七条二項前段、三一条違反）をいうが、「酒酔い鑑識力ード」の「化学判定」欄は、調査の日時の記載、調査した司法巡査の署名押印と相まって、刑訴法三二一条三項にいう「検証の結果を記載した書面」にあたるものと解するのが相当であり（最高裁昭和四六年（あ）第二三七〇号同四七年六月二日第二小法廷判決・刑集二六巻五号三一七頁参照）、またこのように解しても憲法三七条二項前段、三一条に違反するものではないことは、最高裁昭和二三年（れ）第八三三号同二四年五月一八日大法廷判決（刑集三巻六号七八九頁）の趣旨に徴して明らかである。所論は、理由がない。

弁護人岩井卓也の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四〇八条、一八一条一項本文により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四八年三月二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 岡 原 昌 男

裁判官 村 上 朝 一

裁判官 小 川 信 雄